

## 令和2年第6回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年6月5日(金)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 206号室
- 1 開 会 6月5日 午後1時30分
- 1 閉 会 6月5日 午後3時08分
- 1 出席委員 教 育 長 麻生廣文君  
教 育 委 員 田代篤雄君  
教 育 委 員 梅田聖子君  
教 育 委 員 横尾祐輔君  
教 育 委 員 千明和浩君
- 1 出席職員 事 務 局 長 木下勇児君  
事 務 局 次 長 久野由美君  
(社会教育係長兼務)  
学 校 教 育 係 長 後藤栄二君

## 議事の経過（R2.6.5）

教育長（麻生廣文君） おはようございます。ただいま、出席委員は全委員私含めて5人です。定員数に達しておりますので、令和2年第6回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午後1時30分）

教育長（麻生廣文君） 議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」 お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

日程第3「教育長の報告について」

教育長（麻生廣文君） それでは、私の方から6月になり学校が再開し1週間が経過するところです。この間の内容を中心に報告させていただきます。

1. 学校再開1週間の様子について  
大きなトラブル等はなかった、体調不良の児童生徒もいない。
2. 4・5月分の休校による授業の遅れをどう取り戻すか  
学校と協議のうえ、夏季休業の短縮、行事の厳選によって取り戻す。  
学力の維持向上を最優先に努めていく。
3. 夏季休業の期間について  
各自治体で期間はまちまちのようである。阿蘇管内では9日間から3週間程度で考えているようである。
4. 授業時数への登校日の取り扱いについて  
分散登校などの登校日は出席日数にはカウントできないが、授業としてカウントできるので記録に残すよう通知が来ている。
5. 県中体連の中止について  
代替大会として協会等主催の大会を検討してほしいと県教委から要請が来ている。特に最終学年の9年生を励ますためにも。競技によって厳しい競技もある。
6. 学校訪問の中止について

経営訪問やヒアリングを密に行うことで対応する。

7. 人事異動について

阿蘇管内においては、3年間で16人の校長が退職するため、管理職の育成が大きな課題となっている。

教育長（麻生廣文君） ただ今の教育長からの報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

教育委員（横尾祐輔君） 夏季休業の短縮については、小国町はどのようにするのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 後ほど、その他で協議してまいりたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 他ありませんか、なければ、次に移りたいと思います。

日程第4 教育委員会事務局からの報告について事務局からお願いします。

事務局長（木下勇児君） 事務局から次の内容を報告する。

1. 配布資料の説明（資料4から6）
2. 第36回阿蘇郡市人権同和教育研究大会の中止について  
阿蘇郡市人権同和教育研究連絡協議会の理事幹事会において、今年度産山村で開催予定の本大会は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から中止となりました。
3. 行事等が延期や中止について  
大隈塾、夏休み夏期講習など中止となりました。
4. 新型コロナウイルス感染症対策物品等の配備について
  - ・非接触型体温計 小中学校に各6台
  - ・アクリルボード 小中学校に各1台
  - ・アルコール消毒液 河津酒造より寄贈 小中学校に配付
5. 教育委員会所管の施設の運営状況について
  - ・坂本善三美術館（平日のみ）、小国町図書室は5/20から開館
  - ・林間広場、旧小学校体育館、小中学校グラウンドは6/1から開放
  - ・小中学校体育館は6/15以降に夜間開放するか検討中
  - ・小国ドームは高压ケーブル取り換え工事終了後に6/3開館
6. 時報市町村教委と歴史遺産資料おぐにを配布について  
歴史遺産資料おぐには8月ごろに町民配付を考えている。

教育長（麻生廣文君） ただ今の報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

教育長（麻生廣文君） それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。日程第5 議案第1号 「令和2年度小国町一般会計補正予算（第2号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」及び日程第6 議案第2号 「令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」及び日程第7 議案第3号 「令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は小国町一般会計補正予算ですので一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（木下勇児君） お手元に配布してあります議案集をご覧いただきたいと思います。議案第1号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第2号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12項の規定により、別紙について令和2年度小国町一般会計補正予算（第2号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和2年6月5日提出 小国町教育長 麻生廣文です。続いて、議案第2号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12項の規定により、別紙について令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和2年6月5日提出 小国町教育長 麻生廣文です。次に、議案第3号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12項の規定により、別紙について令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和2年6月5日提出 小国町教育長 麻生廣文です。それでは、その内容について説明させていただきます。

令和2年度小国町一般会計補正予算第2号をご覧ください。表紙の表、第1表歳出予算補正です。款の9教育費、項の6保健体育費で補正額が400万円です。なお、この補正予算第2号は、さる5月8日の第2回臨時議会において可決されております。小国町教育委員会への意見聴取と順番が前後しておりまして誠に申し訳ありません。内容につきましては、2ページをご覧ください。併せて資料1も一緒にご覧いただきたいと思います。小国ドームの高圧ケーブルが別紙資料1のように損傷していることが発覚しました。早急に取替工事が必要となりましたので、町の新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策予算と合わせて上程させていただきました。財源は1ページの財政調整基金繰入金を充当しております。なお、工事は5月末に完了しております。続いて、令和2年度小国町一般会計補正予算第3号をご覧ください。表紙の表、第1表歳出予算補正です。款の9教育費、補正の額は総額で3,640万2千円です。こちらは、5月25日に町長の専決事項として専決処分されており、

次期 6 月定例会において議会に上程されるものです。主に国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、小国町では 7,371 万 9 千円交付を見込んでいます。この計画に盛り込む事業を計上しております。資料の 2 と合わせてご覧いただきたいと思います。2 ページをご覧ください。項の 3 小学校費と項の 4 中学校費は、同じような予算建てとなっておりますので並行して説明させていただきます。目の 1 学校管理費の備品購入費と次の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の備品購入費を合わせた金額が、小中学校児童生徒への情報機器、いわゆるタブレット端末機の整備費用となります。学校管理費の方が従来の国庫補助事業を活用した事業となり、下の方が今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となります。次に需用費の消耗品費と役務費の設定変更作業費は現在小中学校に各 40 台あるタブレット端末機のセキュリティ対策費用でフィルタリングソフトのライセンス料とアンチウイルスソフトネットワーク設定変更手数料です。一つ飛んで、19 の扶助費は今回の新型コロナウイルス感染症により経済的に困窮している世帯への就学援助として計上しております。従来の就学援助はこの後に審査をお願いしますが、その後の経済状況が変化した世帯を対象としているものです。小学校費につきましては、18 の負担金補助及び交付金で通学費補助金として、学校再開後のスクールバスの乗車密度を軽減するために、現在、保護者に登校時の送迎協力を依頼しております。おかげで約 5 割の児童が協力いただき、スクールバスの乗車密度の軽減が図られています。その協力金として燃料代相当を協力期間に応じて補助するものです。中学校費につきましては、寄宿舎費の修繕費として 130 万円計上しています。こちらは、新型コロナウイルス感染症経済対策ではなく、一般的な修繕ですが寄宿舎の浴槽のシャワーへの配管が老朽化により腐食しお湯が出ない状況となっておりますので、休校中を利用し早急に修繕し、寮生の生活環境維持を図るものです。資料 3 で平面図を添付しております。それから、13 の使用料及び賃借料で学習動画使用料として 143 万 1 千円を計上しております。これは、受験を控える中学 3 年、9 年生を対象とした学習支援の一環で、学習塾が配信している授業動画を小国町のケーブルテレビで配信するものです。同様の対応を高森町も実施しています。教科は国語・数学・英語の 3 教科を予定しております。次に、項の 6 保健体育費です。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費として 4 月と 5 月に提供した児童生徒への給食費について交付金を活用して補助するものです。補助額は学年によって違いがありますが、保護者負担分を補助するものです。続いて、令和 2 年度小国町一般会計補正予算第 4 号をご覧ください。表紙の表、第 1 表歳出予算補正です。款の 9 教育費、補正の額は総額で 263 万 9 千円の減額です。こちらも、次期 6 月定例会において議会に上程されるものです。2 ページをご覧ください。全般にわたって、事務局職員（10 人）及び会計年度任用職員の異動及び採用に伴う金額の増減が主なものです。節の給料、職員手当、共済費、旅費、役務費はすべて職員関係の補正です。その他、小学校費と中学校費の消耗品費は新型コロナウイルス感染症対策として、国からの学校保健特別対策事業補助金で保健衛生用品購入をおこなうものです。児童生徒 1 人当たり 340 円が事業

費となります。4 ページの一番下の学校給食補償料は学校給食が休止となりその影響を受けている生産工場等への支援で、学校給食会が一括して取りまとめる分です。国の補助金が 3/4 あります。実際町が負担する残りの 1/4 の内、80%は特別交付税で措置されるものです。

ご審議の方よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

教育長（麻生廣文君） ただ今の事務局からの説明ございましたが、質問あるいはご意見等があれば、お願いたします。

教育委員（田代篤雄君） Wi-Fi 環境など子供たちが一斉に使用しても通信は可能なのでしょうか。

事務局長（木下勇児君） 今年度、小中学校ともにネットワーク環境を整備する工事を行います。工事が終了すれば、高速大容量通信が可能になります。

教育委員（千明和浩君） 既存の 80 台のタブレット端末と今回新規で導入するタブレット端末機の機種が変われば、学年内で違う機器を使うことになるのではないのでしょうか。また、端末機器は一度貸与されたら、その機器を卒業まで使用するようになっているのですか。

事務局長（木下勇児君） 最終決定ではありませんが、既存の 80 台は持ち帰りを想定していない小学校低学年で使用し、今回新規で購入する機器をそれ以外の学年で使用するよう考えています。また、イメージ的には小学校 1 から 3 年、4 から 6 年、中学校 7 から 9 年の期間は、一旦貸与した機器を使うような形で利用を考えています。ただし、耐用年数は 5 年です。

教育委員（千明和浩君） 機器自体は 7 年から 8 年はもつと思いますが、耐用年数が来たら一度に買い替える計画ですか。または、OS が変わるときなどを想定しているのですか。

事務局長（木下勇児君） 財政的な負担も考慮すると、5 年経過後、順次計画的に入れ替えていくことになると思います。

教育委員（千明和浩君） 子供が使用していて壊れた時などの予備はどうなるのでしょうか。

事務局長（木下勇児君） 今回の機器購入に際しましては、前年度の児童生徒数で機器購入台数を算定していますので、実質約 20 台程度が予備として対応できるのではないかと考えています。また、今回購入の機器は物損、自然損に対応する 5 年間

の補償も含めたパッケージのものを導入するように考えています。

教育長（麻生廣文君）他ございませんか。

（「ありません」と呼ぶのもあり。）

教育長（麻生廣文君） なければ採決に入ります。採決は議案ごとに行います。議案第1号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第1号 「令和2年度小国町一般会計補正予算（第2号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、議案第2号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第2号 「令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、議案第3号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第3号 「令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第8 議案第4号「令和2年度小国町就学援助児童生徒の認定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（木下勇児君） 議案集をご覧ください。議案第4号令和2年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について、学校教育法第19条の規定に基づき小国町就学援助規則第5条第1項及び教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、令和2年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について、別紙のとおり意見を聴取する。令和2年6月5日提出 小国町教育長 麻生廣文でございます。この「認定に係る資料」を配布しております。この資料についての説明を後藤学校教育係長が説明いたします。よろしく申し上げます。

学校教育係長（後藤栄二君） はい。着座のまま失礼させていただきます。クリップ止めとめてある資料7と右上に書いてあります資料をご覧くださいと思います。3つ準備してありまして、審議に必要なになります規則と参考資料、それから今回申請が上がってきている方の一覧表をつけております。まず最初の就学援助関係資料をご覧くださいと思います。就学援助の状況や規則、認定方法について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。これは昨年度の就学援助者の小国町の状況です。第1回認定につきましては、最終的に認定者は小学校で24名、中学校で23名、合計が47名となっています。最終的には下段になりますけれども小学校が3名増の27名、それから中学校が4名増の27名認定となっています。合計が51名となっています。それから昨年から入学準備金の認定を行うようにしておりまして、就学前が4名、それから6年生の子どもが6名合わせて10名認定しています。2ページをご覧ください。今年度令和2年度の申請者の状況です。小国小学校が28名です。新規が5名です。中学校が23名です。その内新規が1名で申請が上がってきています。合計51名の申請となっております。3ページが直近5年間の認定の状況です。本年度に限っては申請者数で計上しています。4ページの就学援助規則を添付しております。9ページが今回認定するにあたっての収入額調書になります。こちらについては、2020年度の特別支援就学奨励費の補助金の需要額算定に用いる補助基準額等早見表に準じております。これは国が基準を示しているものでございまして、こちらを参考に小国町では就学援助の認定の基準としております。この例については、子どもさんが3名とか母子父子家庭で4人家族の状況で想定した仮定計算で、最終的には判定が1.20の判定になるというようになっています。中の需要額の基準額の教育扶助費生活基準額については、従来どおりから変更はあっておりません。10、11ページがその基準額を網羅したものでございます。小国町は太枠に書いたところが就学援助費の基準額となっております。支給期日等につきましてはこれまで同様と変化はございません。それでは新規申請者と基準値を上回る世帯及び未申告の世帯についてご説明いたしたいと思っております。

【以下、個別の資料に添って説明を行う。説明内容は個人情報のため質疑を含めて省略する。】

教育長（麻生廣文君） なければ議案第4号については、44名を認定、4名を不認定、3名を保留と決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 意義なしと認めます。よって議案第4号「令和2年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について」は44名を認定、4名を不認定、3名を保留とすることに決定しました。



日程第7 「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればお願いします。

事務局長（木下勇児君） 阿蘇地域中学校教科書用図書採択の件について8月17日午後から教育委員会を開催したいと考えております。委員の皆様方の日程調整の方はよろしいでしょうか。

（全員大丈夫であった。）

事務局長（木下勇児君） それでは、午後2時からの開催ということで予定させていただきます。改めてご通知申し上げます。

それから、会議冒頭で少し話題になりましたが、小国小中学校の夏季休業期間についてご協議いただきたいと思っております。資料として、近隣自治体の計画と小国町の計画案を表にしておりますので、ご覧ください。小国町は8月8日（土）から8月18日（火）までの11日間としたいと考えております。これにより従来の夏休みを17日間短縮するものです。郡市内は阿蘇市、産山村、南阿蘇村が9日間、南小国町が15日間、西原村が16日間、高森町と小国高校が23日間と計画しているようです。

教育長（麻生廣文君） 夏季休業期間の設定につきましては、小中学校の両校長や町長とも協議しまして、授業時数の確保に向けた細かい計算も行い、行事等の精選、今後の大雨や台風、積雪等の自然災害やインフルエンザなどの臨時休校も念頭に置き計画させていただきました。

また、4月5月分の遅れを取り戻すがために、詰め込みすぎや薄っぺらな授業とならないように、両校長にも話したところです。

ご意見や質問があればお願いします。

（特に意見等なし）

教育長（麻生廣文君） それでは、小国小中学校の夏季休業期間については、8月8日（土）から8月18日（火）までの11日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶのもあり。）

教育長（麻生廣文君） それでは、小国小中学校の夏季休業期間については、8月8日（土）から8月18日（火）までの11日間とします。

その他に何かございませんか。

教育長（麻生廣文君） なければ、閉会したいと思います。ご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和2年第6回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午前3時08分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月5日

小国町教育委員会 教 育 長

教育委員

教育委員

教育委員

教育委員

事務局長